

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 6 号

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則

川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第6号を削る。

第23条第1項第2号中「退職年金等及び」を削る。

別表第1の6の項を次のように改める。

6 恩給及び退職 年金				
----------------	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。